

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： BEPS 行動計画 12～租税回避に関する強制開示制度について～

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）行動計画の一環として、2015 年 10 月 5 日に Action12 で規定する情報開示に関する最終的な報告書を公開しました。今回は OECD が公表した「BEPS 行動計画」に基づいて要求される、租税回避抑制のための強制開示制度について、その概要を紹介します。

最終報告書では、各国が自国の法律に基づいた強制開示制度を設計することができるよう基礎的要素の提示にとどめられており、導入するかどうかは各国の裁量に委ねられています。最終報告書の原文については、

http://www.keepeek.com/Digital-Asset-Management/oecd/taxation/mandatory-disclosure-rules-action-12-2015-fiscal-report_9789264241442-en をご確認ください。

既に類似の義務的開示制度を導入している国々の制度比較

ここでは、租税回避の抑制のため既に義務的開示制度と類似の開示制度を導入している国々（イギリス、アメリカ、アイルランド）の制度概要の比較を行います。

項 目	イギリス	アメリカ	アイルランド
対 象 税 目	個人所得税、法人税、キャピタルゲイン税、社会保険、印紙税、土地税及び相続税など	所得税（個人・法人）、相続税及び連邦税	所得税、法人税、キャピタルゲイン税、資本取得税（贈与税・相続税に相当）、VAT、社会保障料、印紙税及び物品税（関税は除く）
開 示 義 務 者	プロモーター ¹ 又は納税者	マテリアルアドバイザー ² 及び納税者 ³	原則としてプロモーター ⁴
開 示 対 象 と なる も の	税メリットを享受することを主な目的としていると考えられる特徴があるアレンジメント。 - 租税回避を表す 3 つの一般的特徴：守秘義務を伴うもの、税務専門家に高額の手数料を支払って行うもの、標準化された租税商品 - 租税回避スキームとしての 4 つの個別的特徴：	開示対象取引は以下の 5 つ。 - IRS が租税回避の可能性のあるものとして指定する取引 - 守秘義務を伴う取引 - 契約によって保護された取引 - 損益通算 - IRS が公表した関心のある取引又は同一か類似	税メリットを享受することを主な目的とする四つの特徴の内の 1 つを含むアレンジメント。 - 租税回避を表す 3 つの一般的特徴：守秘義務を伴うもの、税務専門家に手数料を支払って行うもの、標準化された租税回避のための商品 - 租税回避スキームとして既知の個別的特徴：損出し、

¹ プロモーターとは、税務に関するスキーム設計・マーケティング・管理・運営の責任者をいう。

² マテリアルプロバイダーとは税務に関するスキーム設計・運営・管理・販売を行う者で納税者の報告対象取引ごとにサービス提供に対して収入（5 万ドル又は 25 万ドル以上）を得ているものをいう。

³ アメリカの納税者は、申告書に添付する情報開示用の報告書に所定の取引の詳細及びその取引によって受けるタックスメリットを記載しなければならない。

⁴ プロモーターの定義はイギリスと同様。アイルランド国内以外のプロモーター又は弁護士等を利用する場合には納税者本人が開示義務者となる。



	損益通算、リース取引、従業員所得及び居住用不動産税 (HM Revenue & Customs が規定するもの全て)。 • 上記とは別に土地に係る印紙税及び相続税については別途規定有り	している取引	従業員所得
ペナルティ	情報開示がされなくても、租税回避スキームの効力には影響なし。 • 一切の情報開示を行わない場合は 100 万ポンドの罰金。 • 申告書に記載漏れの場合も罰金あり。 • 顧客リストを提供しなかった場合は、1 顧客あたり 5,000 ポンド。	情報開示がされなくても、租税回避スキームの効力には影響なし。 • マテリアルアドバイザーが指定取引以外の取引開示を怠った場合には 5 万ドルの罰金。 • マテリアルアドバイザーが指定取引の開示を怠った場合には、200,000 ドルと報酬金額の 50% のいずれか大きい金額。 • 納税者が開示しなかった場合は、節税額の 75% (取引の種類に応じて限度額 5,000 ドルから 200,000 ドル)	情報開示がされなくても、租税回避スキームの効力には影響なし。 • 情報開示が行われなかった場合、初回は一日当たり 500 ユーロの罰金。 • プロモーターによる開示不足の場合初回で最大 4 千ユーロ + 400 ユーロ × 日数によって算出される罰金。

お見逃しなく！

今度の税制改正で、日本においても強制開示義務が課されるかどうか注目されるところです。